

松本市EVカーシェアリング事業に関する契約プロポーザルの募集について

電気自動車（以下、「EV」という。）の普及促進を図るため、市役所庁舎敷地内にEVを導入し、平日日中は公用車、平日夜間と休日は市民や観光客等が利用可能とする、カーシェアリング事業を行うにあたり、本事業の業務を担う事業者を公募型プロポーザル方式により募集することについて、次のとおり公告します。

令和6年 7月 1日

松本市長 臥雲 義尚



1 概要

- (1) 業務名 松本市EVカーシェアリング事業に関する契約
- (2) 業務期間 契約日から令和12年3月31日
- (3) 業務内容 松本市EVカーシェアリング事業に関する契約 公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおりに従って実施する
- (4) 業務担当 松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課

2 参加資格

実施要領のとおりに従って実施する

3 実施要領

松本市公式ホームページで令和6年7月12日（金）まで入手できます。

4 現地説明会

実施要領のとおりに従って実施する

5 参加表明書、質問書、提案書の提出

実施要領のとおりに従って実施する

6 審査基準

実施要領のとおりに従って実施する

7 スケジュール（予定）

- (1) 質疑締切 令和6年7月 9日（火）午後5時まで
- (2) 質疑回答 令和6年7月11日（木）
- (3) 参加表明書提出期限 令和6年7月12日（金）午後5時まで
- (4) 提案書提出期限 令和6年8月 2日（金）午後5時まで
- (5) ヒアリング審査 令和6年8月 8日（木）
- (6) 選定結果通知 令和6年8月中旬
- (7) 契約 令和6年8月下旬